

佐倉市防犯カメラ設置事業補助金の申請から交付までの流れ

1 自治会等での事前準備

(1)設置の必要性の検討

犯罪の発生状況や犯罪防止の効果などにより、防犯カメラ設置の必要性について検討しましょう。

(2)設置場所・設置台数の検討

犯罪等の発生状況や防犯カメラの被写体となり得る人や建物等へのプライバシーへの配慮、土地所有者の意向などにより、設置場所と台数について検討しましょう。

(3)関係機関(警察署、道路管理者など)との協議・調整

設置場所等に関して警察との協議が必要となります。また、道路上に設置するのであれば、道路管理者(市道であれば市の土木管理課)へ相談の上、道路占用許可などを得る必要があります。

(4)設置場所周辺住民などへの説明

自治会員や設置予定場所周辺住民への説明を十分に行い、理解を得ましょう。

(5)設置費用の確認

設置工事業者から見積書などを取り寄せ、電気料金やメンテナンス料金も含めた費用面の検討を行いましょう。

(6)設置予算の計上

自治会等の予算に設置費用を計上し、承認を得ましょう。

2 事前協議書の提出

市(危機管理室)と打合せの上、「事前協議書」を作成し提出してください。

【書式】事前協議書(ひな形)

【添付書類】防犯カメラ等の設置予定場所及び撮影範囲を記載した図面

防犯カメラ等の設置予定場所の現況写真

防犯カメラ等の購入及び設置に要する費用に係る見積書とその内訳書の写し

3 設置運用基準の作成

自治会等の設置運用基準を作成し、市へ提出してください。

【書式】防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準届(様式第1号)

(佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例施行規則)

【添付書類】防犯カメラ設置運用基準書(ひな形)

防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を記載した図面

防犯カメラ設置看板の図面

○設置運用基準の内容

- ・設置する防犯カメラの台数
- ・記録した映像データの保存期間、保存や廃棄の方法
- ・防犯カメラの設置目的、設置年月日、設置場所、撮影範囲
- ・防犯カメラ設置の表示方法
- ・防犯カメラの管理責任者、取扱担当者

- ・映像データの利用及び提供の制限
- ・苦情の対応
- ・守秘義務 など

4 交付申請書の提出

市との事前協議終了後、補助金の交付申請書を作成し、市へ提出してください。

【書式】 防犯カメラ設置事業補助金交付申請書(様式第1号)

【添付書類】 事業計画書(ひな形)

予算書及び前年度決算書

防犯カメラ等の設置予定場所の現況写真

防犯カメラ等の購入、設置工事見積書とその内訳書の写し

設置予定の防犯カメラ等の仕様書写し

その他市長が必要とする書類

5 契約締結・工事着手

「補助金交付決定通知書」を市から受け取った後、設置工事の契約を締結し、工事に着手してください。

《注意事項》

- ・工事着工日を記録(実績報告書作成時に必要)
- ・工事内容や金額が変更となる場合は、「補助事業変更申請書」(様式第3号)の提出が必要

6 工事完了

工事完了後、市へ工事完了の報告をしてください。市は自治会等の立会いの下、工事内容の確認を行います。

《注意事項》

- ・工事完了日を記録(実績報告書作成時に必要)

7 実績報告書の提出

市による工事内容の確認後、実績報告書を作成し、市へ提出してください。

【様式】 補助金実績報告書(様式第4号)

【添付書類】 事業報告書

決算書

防犯カメラ等設置後の現況写真及び防犯カメラ設置表示板の現況写真

防犯カメラ等設置工事契約書の写し

防犯カメラ等設置工事費領収書及びその内訳書の写し

設置した防犯カメラの撮影映像を印刷したもの

その他市長が必要とする書類

8 補助金交付請求書の提出

「補助金確定通知書」を市から受け取った後、補助金交付請求書を作成し、市へ提出してください。

【様式】 補助金交付申請書(様式第 6 号)

9 補助金の受領

補助金交付請求書に記載された口座へ、市から補助金を入金します。